

特定農薬指定の検討対象資材の取扱いについて

- 1 平成 23 年 2 月に、特定農薬の指定を検討する資材（以下、「検討対象資材」という。）を 35 資材に絞る旨の通知を発出した際に、事務連絡により、今後、しばらくの間を経ても指定の検討に必要な情報が提供されない場合には、検討対象資材から除外することもありえることを伝えている。しかしながら、その後、新たにデータが提供されたのは、第 13 回合同会合（平成 24 年 2 月 24 日）で審議する二酸化チタンのみである。
- 2 したがって、事務局において以下の事項を整理し、第 14 回特定農薬小委員会において、今後の取扱いについて検討することとする。
 - データの提供状況
 - データが既に提出されている場合、その概要（評価指針 の目安を満たしているか等）
 - 使用実態（有機農業団体、情報提供者等を通じて）
 - これまでの合同会合における議論を踏まえ、検討対象資材を分類（食品、防除用として販売することを目指す資材等）

「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針について」（（平成 16 年 3 月 1 日付け 15 消安第 6522 号・環水大土発第 040301001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知。）